

【資料：1】

鳩山町教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(平成 23 年 2 月 23 日教育委員会告示第 8 号)

(設置)

第 1 条 鳩山町において、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「鳩山町教育振興基本計画」という。）を策定するに当たり、幅広い意見を反映させるため、鳩山町教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 検討委員会は、検討委員会の委員（以下「検討委員」という。）12 人以内をもって組織する。

2 検討委員は、次に掲げる者のうちから鳩山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 公募による委員

(役割)

第 3 条 検討委員会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 鳩山町教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他鳩山町の教育の振興に関し必要な事項の検討に関すること。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、鳩山町教育振興基本計画の策定にかかわる事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、検討委員会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

【資料：2】 鳩山町教育振興基本計画検討委員名簿

No.	委員の区分	内 容	氏 名	備考
1	学識経験者	山村学園短期大学関係者	の ぐち かず お 野 口 一 夫	
2		鳩山高等学校関係者	にら づか ゆう いち 葦 塚 雄 一	
3	教育関係者	鳩山中学校長	た なか たつ や 田 中 辰 弥	
4		町内小学校長代表者	みや ぎき のぶ お 宮 崎 宣 男	
5		町内幼稚園関係者	こ ぼやし ひで こ 小 林 秀 子	
6	各種団体を代表する者	町社会教育委員推薦者	か とう ち か こ 加 藤 静 芳 子	
7		町文化財保護委員会推薦者	やま ぎき こう じ 山 崎 孝 次	
8		町体育協会推薦者	た じま しげ み 田 島 重 美	
9		町PTA連絡協議会推薦者	ち ぎら たか ひろ 千 装 隆 宏	
10	公募委員	公 募 者	こ ぼやし み ち お 小 林 三 千 雄	